



社会福祉士科 通信課程

平成30年4月受講者対象 募集要項

出願から学習開始まで

入学資格の確認

本課程への入学資格の有無について確認をしてください。
入学資格のない方は出願できません。



出願区分の選択

推薦出願か一般出願の、どちらかを選択してください。



出願書類の準備

入学資格・出願区分によって提出書類が異なりますのでご確認ください。
出願書類等記入の際は黒ボールペン(鉛筆不可)を使用し、楷書で
丁寧に記入してください。



出 願

指定の封筒を使用し、書留で郵送してください。
願書受付締切日17時30分まで本校着分を受付します。



出願受理

出願書類を確認後、出願受付票を送付します。



選考試験

出願区分に合わせた選考試験を実施します。



選考結果通知

結果発表日に選考結果を文書で通知します。



入学金納入

指定日までに入学金を納入してください。
(推薦入学の方は入学金20,000円が免除になります)



入学許可

入学金納入を確認次第、入学許可証を発送します。



初年度受講料納入

指定日までに初年度受講料を納入してください。



開講式
オリエンテーション

平成30年4月7日(土) 13時30分から
開講式とオリエンテーションを開催します。(予定)
必ずご参加ください。



学習開始

募集概要

- 募集定員 80名(男女)
- 募集地域 福島県・宮城県・山形県・茨城県・栃木県
- 修業年限 1年6ヵ月
- 取得資格 社会福祉士国家試験受験資格

入学資格

- ① 学校教育法に基づく大学を卒業した者。その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者。
※ ①での出願予定の方は、24日間の相談援助実習を受けていただきますので、出願前に必ず学校へご連絡ください。
- ② 学校教育法に基づく大学を卒業した者。その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者で、1年以上相談援助の業務に従事した者。
- ③ 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずる者として厚生労働省令で定める者で指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者。
- ④ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者。その他その者に準ずる者として厚生労働省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者。
- ⑤ 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者。

出願区分・選考方法

出願区分	選考方法	適用要件等
推薦出願	書類選考	現在勤務している施設・機関代表者からの推薦合格者は入学金2万円を免除
一般出願	小論文(600~800字) 書類選考	——

願書受付期間・選考日程・結果発表日

	願書受付締切日	選考日	結果発表日
第1回	平成29年11月23日(木)	平成29年11月25日(土)	平成29年12月1日(金)
第2回	平成29年12月14日(木)	平成29年12月16日(土)	平成29年12月22日(金)
第3回	平成30年1月25日(木)	平成30年1月27日(土)	平成30年2月2日(金)
第4回	平成30年2月22日(木)	平成30年2月24日(土)	平成30年3月2日(金)
第5回	平成30年3月15日(木)	平成30年3月17日(土)	平成30年3月22日(木)

※郵送受付／受付締切日の17:30まで窓口着 窓口受付／10:00~17:30(休校日除く)

※出願受付期間中でも定員になり次第、募集終了となります。募集終了はホームページでお知らせいたします。

※受付後一番近い選考日で選考を行います。

※選考結果について、電話でのお問合せには応じられません。

選考結果発表

選考結果は上記結果発表日にご本人宛に郵送いたします。

入学手続

- 1.合格者は、本校指定の振込用紙により、指定日までに入学金を納入してください。
 - 2.入学金の納入が確認でき次第、入学許可証を発行いたします。同封の本校指定の振込用紙により、指定日までに初年度受講料を納入してください。
- ※一度納入された入学選考料・入学金・受講料は、原則お返しすることができませんので、よくご検討の上、ご出願ください。ただし、初年度受講料を納入後、開講日前に本校を入学辞退する場合、納入された初年度受講料についてはご返却いたします。詳細につきましては本校事務局へご相談ください。なお、開講日後につきましては理由のいかんを問わず一旦納入された費用の返却はできませんのでご了承ください。

入学金・受講料・教科書代等

	入学金	受講料	教科書代等	計
初年度費用	20,000円	180,000円	約56,000円	約256,000円
次年度(半年間)費用	——	100,000円	——	100,000円

※上記費用の他に入学資格が「学校教育法に基づく大学を卒業した者。その他その者に準ずる者として厚生労働省令で定める者」で入学した方のうち、1年以上の相談援助実務経験がない方は相談援助実習費として、130,000円が必要となります。

項目	納入期日
入学金	結果発表日から10日程度の指定日
初年度(1年間)受講料	入学許可証発送から1ヵ月程度の指定日
教科書代全員 相談援助実習費 ※ (※1年以上の相談援助実務経験のない方のみ)	平成30年6月初旬
次年度(半年間)受講料	平成31年3月初旬

※2月・3月の合格者は入学金および初年度受講料の納入時期が早くなります。

学費サポート制度について

FSGカレッジリーグ提携教育ローン **出願前から審査・申込が可能です**

「学費分割払い」を希望される方にオススメ!!

提携会社	オリエントコーポレーション	セディナ	ジャックス
融 資 額	10万円以上最高50万円	5万円以上最高50万円	20万円以上最高50万円
金 利	年率3.5%(固定) 平成29年3月1日現在	年率3.5%(固定) 平成29年3月1日現在	年率3.5%(固定) 平成29年3月1日現在
返済期間	リボ払いのため毎月最低分割支払金額の定めあり。 据置期間含め最長12年2ヵ月、 卒業後8年2ヶ月以内	元本据置期間含む最長120回	元本据置期間含む最長120回
保 証 人	原則不要	原則不要	原則不要

※詳しくは、本校ホームページ「学費サポート (<http://www.i-medical.jp/gakuhisupport.html>)」をご覧ください。

出願書類は指定の封筒に入れて提出してください。

- ※一旦提出された書類は返却できません。※受付後「願書受付票」によって受付日、受付番号等をお知らせいたします。
- ※出願書類等に虚偽の内容が認められた場合には、合格、入学許可を取り消す場合があります。

入学願書 ㊦・実務経験申告書 (表裏両面)

出願者本人が両面とも記入・捺印してください。氏名は戸籍に基づいて記入してください。

証明写真

縦4.5cm×横3.5cmの写真を裏面に氏名を記入してから、願書写真貼付欄に貼り付けてください。写真は「カラー」「上半身」「脱帽」「出願前3ヶ月以内に撮影したもの」を使用してください。

実務経験証明書 ㊧ **自署の箇所がある場合や施設長の印がない場合は無効となります**

入学資格②・③・④・⑤に該当する方は必ず、入学資格に係る実務経験の対象となる施設等および職種で従業していた期間を証明する実務経験証明書を提出してください。提出いただいた実務経験証明書等が旧姓の場合は戸籍抄本を添付してください。

- 複数の施設等で勤務した場合は「**実務経験証明書**」㊧をコピーして、それぞれの施設等ごとに作成を依頼してください。
- 施設等の廃業等により実務経験証明書の提出が困難な場合には、個別に本校へお問合せください。
- 出願時に必要な実務経験従業期間を満たさず、入学年の3月31日までに実務経験従業期間を満たす方は、開講式前に不足期間分の実務経験証明書の再提出が必要となります。

施設代表者推薦書 ㊨ **本人の記入・修正は無効**

推薦出願の方は現在の勤務先より必要事項を記入・押印していただき、願書に同封してください。

入学資格に係る学歴の卒業(見込)証明書

入学資格①・②・③・④に該当する方は必ず、最終学歴の卒業(見込)証明書の原本または卒業証書(コピー)を提出してください。記載の氏名が旧姓の場合は本人と証明するために「戸籍抄本」を添付してください。卒業見込証明書を提出の方は、入学後、改めて卒業証明書または卒業証書(コピー)を提出していただきます。

願書受付票 ㊩

62円切手を貼付して、願書受付票送付希望先の住所・氏名を太枠内に記入してください。

入学選考料 10,000円 **入金後、1週間以内にご出願をお願いします**

出願前に入学選考料(10,000円)を金融機関の窓口またはATMよりお振込ください。なお金融機関の窓口でお振込の場合は、添付の「入学選考料振込用紙」をご利用ください。※ATMでお振込の場合、振込人名は、「13」と入力後、出願者氏名を入力してください。

入学選考料 振込受付証明書 貼付票 ㊪

入学選考料をお振込いただきましたら、振込用紙の(A)振込受付証明書(出願書類提出用)またはATM利用明細の原本を貼付票に貼付し、出願書類に同封してください。

小論文(一般出願の方のみ)

一般出願の方は、小論文の提出が必要となります。テーマに沿って、添付の用紙に黒ボールペン(鉛筆不可)を使用し、600字以上800字以内で出願者本人が記入してください。

施設・職種コード **区分2**・**区分3**

実務経験証明書の「施設（事業）等種類」「職種」及び「施設・職種コード」欄には、次のうち該当する「施設種類」「職種」及び「施設・職種コード」を記入してください。

次の施設・事業において福祉に関する相談援助の業務に従事した方は、社会福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。（次表の施設種類欄内の番号は、上記通知の事項番号です）

児 童 分 野			施設・職種 コード
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種		
児 童 福 祉 法	児童相談所	児童福祉司	1361
		受付相談員	1362
		相談員	1363
		電話相談員	1364
		児童心理司、心理判定員	1365
		児童指導員	1366
		1-(2) 保育士	1367
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員	1371
		少年指導員（少年を指導する職員）	1372
		1-(3) 個別対応職員	1373
	児童養護施設	児童指導員	1381
		保育士	1382
		個別対応職員	1383
		家庭支援専門相談員	1384
		職業指導員	1385
		1-(4) 里親支援専門相談員	1386
	障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	児童指導員	1561
		保育士	1562
		心理指導担当職員	1563
		1-(5) 児童発達支援管理責任者	1564
知的障害児施設 （知的障害児施設 自閉症児施設（第一種、第二種））	児童指導員（※1）	1391	
	2-(29) 保育士（※2）	1392	
知的障害児通園施設	児童指導員（※1）	1401	
	2-(29) 保育士（※2）	1402	
盲ろうあ児施設 （盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設）	児童指導員（※1）	1411	
	2-(29) 保育士（※2）	1412	
肢体不自由児施設 （肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設）	児童指導員（※1）	1421	
	2-(29) 保育士（※2）	1422	
情緒障害児短期治療施設	児童指導員	1431	
	保育士	1432	
	個別対応職員	1433	
	1-(6) 家庭支援専門相談員	1434	
重症心身障害児施設	児童指導員（※1）	1441	
	保育士（※2）	1442	
	2-(30) 心理指導員（心理指導を担当する職員）	1443	

児童分野		施設・職種コード	
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種		
児童福祉法	児童自立支援施設 1-(7)	児童自立支援専門員	1451
		児童生活支援員	1452
		個別対応職員	1453
		家庭支援専門相談員	1454
		職業指導員	1455
	児童家庭支援センター 1-(8)	相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)	1461
	障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く) 1-(9)	指導員	1571
		児童指導員	1572
		保育士	1573
		児童発達支援管理責任者	1574
	障害児相談支援事業 1-(10)	相談支援専門員	1581
	乳児院 2-(2)	児童指導員	2511
		保育士	2512
		個別対応職員	2513
		家庭支援専門相談員	2514
		里親支援専門相談員	2515
	指定医療機関 (肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立 行政法人国立病院機構が設置する医療機 関であって厚生労働大臣が指定するもの) 2-(13)	児童指導員(※1)	2451
		保育士(※2)	2452
	児童自立生活援助事業を行っている施設 2-(20)	相談援助業務を行っている専任の指導員	2531
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設 2-(23)	相談援助業務を行っている専任の職員	2561
利用者支援事業を行っている施設 2-(24)	相談援助業務を行っている専任の職員 (利用者支援事業実施要綱4(3)①から④までの全ての 業務を実施する類型(利用者支援事業基本型)に限る)	2901	
児童デイサービス事業(障害児通園事業) 2-(12)	相談援助業務を行っている専任の職員 (相談員)	2291	
支地域 生活 事業 施設 2-(33)	障害児等療育支援事業を行っている 相談援助業務を行っている専任の職員	2441	
心身障害児総合通園センター 2-(19)	相談援助業務を行っている専任の職員	2521	
子育て短期支援事業(短期入所生活援助 事業、夜間養護等事業) (乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、 及び保育所等において実施する事業) 2-(21)	相談援助業務を行っている専任の職員	2541	
母子家庭等就業・自立支援センター事業 一般市等就業・自立支援事業を行っている施設 2-(22)	相談援助業務を行っている専任の相談員	2721	
重症心身障害児(者)通園事業を行っている 施設 2-(25)	児童指導員(※1)	2581	
	保育士(※2)	2582	
スクールソーシャルワーカー活用事業に 基づく教育機関 2-(67)	スクールソーシャルワーカー	2741	
注意事項 (※1)「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。 (介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※2)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。 (介護福祉士国家試験のみ受験できます。)			

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
介 護 保 険 法	指定介護老人福祉施設 (指定地域密着型 介護老人福祉施設を含む)	生活相談員	1011
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1012
	介護老人保健施設	支援相談員	1021
		相談指導員	1023
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1022
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1031
	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員 (※3) (保健師、主任介護支援専門員等) (介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護業務、 ケアマネジメント支援、認知症初期集中支援推進事業に限る)	1041
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設 を含む)	生活相談員	2221
		計画作成担当者	2222
	指定通所介護を行う施設 (基準該当通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設 (※4) 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 を含む)	生活相談員	2011
		生活指導員	2012
	指定短期入所生活介護を行う施設 (基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設 を含む)	生活相談員	2051
		生活指導員	2052
	指定通所リハビリテーションを行う施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	2091
	指定短期入所療養介護を行う施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	2111
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター	2771
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者	2781
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2151
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2171
	指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2791
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護を行う施設	生活相談員	2191	
	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2192	
居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2201	
介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2211	
第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2911	
注意事項			
(※3)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。根拠通知の内容を必ず確認してください。			
(※4)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。根拠通知の内容を必ず確認してください。			

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種		
老人福祉法	養護老人ホーム 1-(20)	生活相談員	1051
		生活指導員	1052
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む) 1-(20)	生活相談員	1061
		生活指導員	1062
	軽費老人ホーム (軽費老人ホーム(A型、B型)、 ケアハウスを含む) 1-(20)	生活相談員	1071
		生活指導員	1072
	老人福祉センター (特A型、A型、B型) 1-(20)	相談・指導を行う職員	1081
	老人短期入所施設 1-(20)	生活相談員	1091
		生活指導員	1092
老人デイサービスセンター 1-(20)	生活相談員	1101	
	生活指導員	1102	
老人介護支援センター (在宅介護支援センター) 1-(20)	相談援助業務を行っている専任の職員	1111	
有料老人ホーム 2-(3)	生活相談員	2271	
その他	高齢者総合相談センター 2-(8)	相談援助業務を行っている専任の相談員	2281
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター) 2-(47)	生活援助員	2251
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 (高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、 多くの高齢者が居住する集合住宅等において 実施する事業) 2-(48)	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
	サービス付き高齢者向け住宅 2-(49)	相談援助業務を行っている専任の職員	2801

障 害 者 分 野			施設・職種 コード
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種		
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所 1-(12)	身体障害者福祉司	1321
		心理判定員	1322
		職能判定員	1323
		ケース・ワーカー	1324
	身体障害者福祉センター (身体障害者福祉センター(A型、B型) 在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) 障害者更生センター) 1-(13)	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331
点字図書館 2-(26)	相談援助業務を行っている専任の職員	2321	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター 1-(14)	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)	1341
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)	1342
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)	1343
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所 1-(19)	知的障害者福祉司	1351
		心理判定員	1352
		職能判定員	1353
		ケース・ワーカー	1354

障害者分野			施設・職種コード		
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種				
障害者総合支援法	障害者支援施設	生活支援員（※5）	1121		
		就労支援員	1122		
		サービス管理責任者	1123		
	地域活動支援センター	1-(24)	指導員（※5）	1131	
	福祉ホーム	1-(25)	管理人	1141	
	身体障害者更生施設 （肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設）	2-(5)	生活支援員（※5）	2831	
			生活指導員（※5）	2832	
		身体障害者療護施設	2-(5)	生活支援員（※5）	2841
				生活指導員（※5）	2842
		身体障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	2-(5)	生活支援員（※5）	2851
				生活指導員（※5）	2852
	身体障害者福祉工場	2-(5)	指導員（※5）	2861	
	精神障害者社会復帰施設	2-(6)	精神保健福祉士	1191	
			精神障害者社会復帰指導員	1192	
		2-(6)	精神保健福祉士	1201	
			精神障害者社会復帰指導員	1202	
	2-(6)	精神保健福祉士	1211		
		精神障害者社会復帰指導員	1212		
	2-(6)	管理人	1221		
	知的障害者援護施設	2-(7)	生活支援員（※5）	1231	
生活指導員（※5）			1232		
2-(7)		生活支援員（※5）	1241		
		生活指導員（※5）	1242		
2-(7)	生活支援員（※5）	1251			
	生活指導員（※5）	1252			
障害福祉サービス事業を行う施設	1-(27)	生活支援員（※5）	1261		
		サービス管理責任者	1262		
	1-(27)	生活支援員（※5）	1271		
		サービス管理責任者	1272		
	1-(27)	生活支援員（※5）	1281		
		サービス管理責任者	1282		
	1-(27)	生活支援員（※5）	1291		
		就労支援員	1292		
サービス管理責任者		1293			
1-(27)	生活支援員（※5）	1301			
	サービス管理責任者	1302			
1-(28)	相談支援専門員	1591			
1-(29)	相談支援専門員	1601			
2-(31)	相談支援専門員	2871			
注意事項					
（※5）「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）					

障害者分野			施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業	短期入所を行う施設 〔身体障害者短期入所事業、知的障害者短期入所事業を含む〕 2-(28)	相談援助業務を行っている専任の職員	2341
		重度障害者等包括支援を行う施設 2-(28)	相談援助業務を行っている専任の職員	2351
		共同生活介護を行う施設 2-(27)	相談援助業務を行っている専任の職員	2361
		共同生活援助を行う施設 〔精神障害者グループホーム、知的障害者グループホームを含む〕 2-(28)	相談援助業務を行っている専任の職員	2371
	地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行っている施設 2-(32)	相談援助業務を行っている専任の職員	2381
		日中一時支援事業を行っている施設 2-(33)	相談援助業務を行っている専任の職員	2391
		障害者相談支援事業を行っている施設 2-(33)	相談援助業務を行っている専任の職員	2431
のぞみの園法の	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」 2-(14)	相談援助業務を行っている専任の指導員	2301	
		相談援助業務を行っている専任のケースワーカー	2302	
発達障害者支援法	発達障害者支援センター 2-(60)	相談支援を担当する職員	2461	
		就労支援を担当する職員	2462	
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター 2-(61)	障害者職業カウンセラー	2471	
	地域障害者職業センター 2-(62)	障害者職業カウンセラー	2481	
		職場適応援助者	2482	
	障害者雇用支援センター 2-(64)	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711	
	障害者就業・生活支援センター 2-(66)	主任就業支援担当者	2501	
		就業支援担当者	2502	
		生活支援担当職員	2503	
その他	知的障害者福祉工場 2-(15)	相談援助業務を行っている専任の指導員	2311	
	聴覚障害者情報提供施設 2-(26)	相談援助業務を行っている専任の職員	2331	
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設 2-(34)	地域体制整備コーディネーター	2731	
		地域移行推進員	2732	
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設 2-(35)	地域体制整備コーディネーター	2811	
		地域移行推進員	2812	
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている専任の職員 〔医師、保健師、看護師、作業療法士その他〕 〔医療法に規定する病院として必要な職員を除く〕	2821	
	アウトリーチ事業を行っている施設 2-(37)	相談援助業務を行っている専任の職員 〔医師、保健師、看護師、作業療法士その他〕 〔医療法に規定する病院として必要な職員を除く〕	2881	
	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人 2-(63)	第1号職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	2491	
	訪問型職場適応援助促進助成金受給資格認定法人 2-(65)	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	2921	

その他の分野			施設・職種コード	
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種			
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)	1511	
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)	1512	
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)	1513	
医療法	病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている専任の職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521	
		退院後生活環境相談員	1522	
生活保護法	救護施設	1-(15)	生活指導員	1491
	更生施設	1-(15)	生活指導員	1501
	授産施設	2-(1)	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2591
	宿所提供施設	2-(1)	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2601
	被保護者就労支援事業を行っている事業所	2-(59)	被保護者就労支援員	2931
自立生活支援法	自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 家計相談支援事業を行っている事業所	2-(58)	主任相談支援員	2941
			相談支援員	2942
			就労支援員	2943
			家計相談支援員	2944
社会福祉法	福祉事務所	1-(16)	査察指導員（指導監督を行う職員）	1471
			身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1472
			知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1473
			老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）	1474
			現業員・ケースワーカー	1481
			家庭児童福祉主事	1482
			専任の家庭相談員	1483
			面接相談員	1484
			専任の婦人相談員	1485
			専任の母子・父子自立支援員、専任の母子相談員	1486
	就労支援員	1487		
	被保護者就労支援員	1488		
	隣保館	2-(9)	相談援助業務を行っている専任の指導職員	2611
	安心生活基盤構築事業	2-(10)	専門員	2621
市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	2-(11)	福祉活動専門員	2631	
		相談援助業務を行っている専任の職員 { 主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他要援護者に対するものに限る。 }	2632	

その他の分野			施設・職種 コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
売 春 防 止 法	婦人相談所		相談指導員	1531
			判定員（心理・職能判定員）	1532
		1-(17)	専任の婦人相談員	1533
	婦人保護施設	1-(18)	生活指導員（入所者を指導する職員）	1541
並 び に 寡 婦 福 祉 法	母子及び父子 母子・父子福祉センター	1-(21)	母子及び父子の相談を行う職員、 母子相談員（母子の相談を行う職員）	1551
保 護 法	更生 地方更生保護委員会	2-(16)	保護観察官	2641
	保護観察所	2-(16)	保護観察官	2651
更 生 保 護 事 業 法	更生保護施設	2-(17)	補導主任	2661
			補導員	2662
補 償 保 険 法	労働者災害 労災特別介護施設	2-(18)	相談援助業務を行っている指導員	2671
そ の 他	地域福祉センター	2-(50)	相談援助業務を行っている専任の職員	2681
	就労支援事業を行っている事業所 〔自立支援プログラム策定実施推進事業〕 〔実施要領に規定する事業〕	2-(51)	就労支援員	2951
	ひきこもり地域支援センター	2-(52)	ひきこもり支援コーディネーター	2751
	地域生活定着支援センター	2-(53)	相談援助業務を行っている専任の職員	2761
	ホームレス総合相談推進業務を行っている 事業所	2-(54)	相談援助業務を行っている専任の相談員	2691
	ホームレス自立支援センター	2-(55)	生活相談指導員	2701
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業 務を実施する事業所	2-(56)	相談援助業務を行っている専任の職員	2961
	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っている事業所	2-(57)	主任相談支援員	2891
			相談支援員	2892
			就労支援員	2893
			家計相談支援員	2894
	厚生労働大臣が個別に認めた施設	2-(68)	相談援助業務を行っている専任の相談員	9999

※上記「指定施設等における相談援助の業務の範囲」に具体的に示されたもの以外の施設で、福祉に関する相談援助の業務を行っている専任の相談員は、厚生労働大臣が個別に認める場合があります。（コード**9999**）。
厚生労働大臣の個別認定にあたって、「3(1)認定基準」に該当する場合は、別途、書類が必要になりますので、事前に試験センターへ電話で連絡してください。

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた時期は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている専任の職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている専任の職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業 （市町村障害者生活支援事業） 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている専任の職員	3061
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 （療育等支援施設事業） 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業〕		
障害者デイサービスを行う施設 （障害者自立支援法障害福祉サービス事業） 〔身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている専任の職員	3071
経過的デイサービス事業を行っている施設 （障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている専任の職員	3191
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員	3081
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている専任の職員	3091

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等〕において実施する事業 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 （高齢者世話付住宅において実施する事業）	生活援助員	3101
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 （中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員	3111
ヴィエトナム難民収容施設 （日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行っている専任の指導員	3121
子ども家庭相談事業 〔児童センター、市に設置された児童館において実施〕する事業	相談援助業務を行っている専任の相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業 （保育所、乳児院において実施する事業）	相談援助業務を行っている専任の相談員	3141
すこやかテレホン事業 （青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行っている専任の相談員	3151
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 （都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行っている専任の相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	3201